

神戸市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請

提出書類のチェックリスト

R1.12.14

以下の書類を各3部(正本とそのコピー2部)ご提出ください。※本チェックリストは市HP及び兵庫県住宅建築総合センターHPからもダウンロードできます。

公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター、神戸市住宅政策課、神戸市高齢福祉課で各1部使用します。

チェック	提出書類	備考
国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第4条関係		
□	登録申請書	登録申請書は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(下記リンク)」より作成してください <a href="https://www.satsuki-jutaku.jp/apply.html">https://www.satsuki-jutaku.jp/apply.html</a>
	【別記様式第一号】	「神戸市長宛」ではなく、「公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター理事長宛」の申請としてください 下記リンクの様式をご利用ください <a href="http://www.hyogo-jkc.or.jp/jkc/koreisumai/y01_kobe.doc">http://www.hyogo-jkc.or.jp/jkc/koreisumai/y01_kobe.doc</a>
	【別添1, 2】 役員名簿	
	【別添3】 住宅の規模並びに構造及び設備等	
	【別添4】 サービスの内容	
	システム独自項目	
国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第7条および第8条関係		
□	各階平面図	
□	加齢対応構造等を表示した書類(図面等)	
□	加齢対応構造等のチェックリスト	「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(下記リンク)」をご覧ください 【本則基準(別紙2①)】 または 【準ずる基準(別紙2②)】(本則基準を満たすことができない既存改修の場合) <a href="https://www.satsuki-jutaku.jp/system.html">https://www.satsuki-jutaku.jp/system.html</a>
□	入居契約に係る約款(入居契約書)	【参考とすべき入居契約書】は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(下記リンク)」をご覧ください <a href="https://www.satsuki-jutaku.jp/system.html">https://www.satsuki-jutaku.jp/system.html</a>
□	入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト	【入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト】は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(下記リンク)」をご覧ください <a href="https://www.satsuki-jutaku.jp/system.html">https://www.satsuki-jutaku.jp/system.html</a>
□	(神戸市有料老人ホーム設置運営指導指針による)重要事項説明書	住宅が有料老人ホームに該当する場合 「有料老人ホームについて(下記リンク)」をご覧ください <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a39067/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/yuryo.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a39067/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/yuryo.html</a>
□	サービスに係る約款(サービス契約書)	
□	委託契約に係る書類	住宅の管理又はサービスの提供を委託する場合
□	銀行等との連帯保証契約書等(前払い金の保全措置)	

※:高齢者居宅生活支援施設:下記の高齢者居宅生活支援事業を行う施設

高齢者居宅生活支援事業:

- ① 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業
- ② 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業を除く。)、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業
- ③ 健康保険法に規定する訪問看護事業
- ④ 医療法に規定する病院、診療所において医療を提供する事業
- ⑤ 前各号に掲げる事業に準ずるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの(食事提供、調理等の家事、状況把握、健康維持増進、生活相談等に関する事業)

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条関係		
	サービス提供者についての確認書類 (①または②のいずれか)	体制は開設時のもの
□	① サービス提供者が医療法人、社会福祉法人、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者等の職員の場合	
□	サービス提供者の雇用契約書	雇用ができていない場合は誓約書(任意様式)が必要となります
□	法人の設立認可書	医療法人または社会福祉法人の場合
□	事業者の指定を受けたことを証する書類	居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者等の場合
	② ①以外の場合	
□	資格証	医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員の場合
□	研修の修了証	訪問介護に関する2級課程修了者などの場合
□	通報する装置の設置状況がわかる書類 (図面等に設置箇所を示すこと)	常駐者のいない時間がある場合
その他		
□	神戸市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請提出書類のチェックリスト	本紙
□	委任状	登録申請者が代理人を定める場合 任意様式で作成してください